

様

契 約 書

〒028-0105 岩手県花巻市東和町前田1区257番地

社会福祉法人 東和仁寿会

きぬかわデイサービスセンター

TEL 0198-43-1720

Fax 0198-43-1721

きぬかわデイサービスセンター利用契約書（第1号通所事業）

社会福祉法人東和仁寿会（以下「事業者」という。）と（以下「利用者」という。）とは、きぬかわデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業所から提供される第1号通所事業における通所サービス（以下「通所サービス」という。）を受け、利用者がそれに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 事業者は介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持または向上をめざして支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所サービスを提供します。

2 利用者に対して実施する通所サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「個別サービス計画」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

（契約期間と利用期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

（個別サービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画等が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別サービス計画を作成するものとします。

2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の個別サービス計画に定めます。ただし、契約の状態の変化、介護予防サービス計画等に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

3 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画等が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、介護予防支援事業者等を紹介するなど介護予防サービス計画等作成のために必要な支援を行うものとします。

4 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

5 事業者は、介護予防サービス計画等が変更された場合、または利用者若しくはその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。

6 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付して、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は特別な食事の提供、野外旅行等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

（利用者等への説明）

第6条 事業者は、この契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して利用者に対してこの契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 この契約における運営規程については、事業者、利用者とも遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第8条 利用者は、要支援状態区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合の額）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画等が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要支援認定後、又は介護予防サービス計画等作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 前項の他、利用者は、食事の提供にかかる費用とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。

4 利用者は、前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

（利用の中止、変更、追加）

第9条 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。

2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対し、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの

提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第10条 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第8条第4項及び第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

(事業者及び職員の義務)

第11条 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合は、医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため利用者に対し、避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(秘密保持)

第12条 事業者又は職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はこの契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。

3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第13条 利用者は、事業所の施設設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び事業者との協議により、施設設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の行為禁止)

第14条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

(1) 決められた場所以外での喫煙

(2) 職員又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(損害賠償責任)

第15条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者若しくは職員の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に事業者は、利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定または要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

(3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合

代理人住所
氏名 印